

○教職課程に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則（以下「大学学則」という。）および追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、卒業後に中学校又は高等学校の教育職員免許状（以下「免許状」という。）の授与を受けようとする者の免許状の種類及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づく免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(免許状の種類)

第2条 各学部・研究科が学科・専攻ごとに教職課程として認定を受けている免許状の種類及び教科は次のとおりである。

学部・研究科	学科・専攻	免許状の種類	教科
学 部	文学部	中学校教諭一種免許状	国語
			社会
		高等学校教諭一種免許状	国語
			地理歴史
	国際学部	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
	心理学部	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
大 学 院	社会学部	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
		中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
	経済学部	中学校教諭一種免許状	社会
			地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
			商業
	経営学部	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
	地域創造学部	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
大 学 院	経営・経済研究科	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		中学校教諭専修免許状	商業
	心理学研究科	高等学校教諭専修免許状	社会
		中学校教諭専修免許状	公民
	現代社会文化研究科	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	国語

(基礎資格及び最低必要単位数)

第3条 前条に定める免許状の授与を受けようとする者は、別表1に掲げる免許状の種類及び教科に応じ、同表に定める基礎資格及び科目の区分ごとに本学が定める最低修得単位数を満たさなければならない。なお、本学が規定する科目の区分は、次のとおりとする。

- ①「施行規則66条の6に関する科目」
- ②「教育の基礎的理義に関する科目」、「道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」
- ③「大学が独自に設定する科目」
- ④「教科及び教科の指導法に関する科目」

2 中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の授与を受けようとする者は、本条第1項に定めるところほか、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の授与資格を有すること。

(教職課程の履修科目及び単位)

第4条 前条及び本条に定める科目に該当するものとして、本学が開講する授業科目及び単位、並びに履修方法については、教職課程履修細則に定めるとおりとする。

2 一種免許状

第2条に定める免許状の授与を受けようとする者は、前条の定めるところのほか、次の要件を満たさなければならない。

(1) 「施行規則66条の6に関する科目」として定める科目の単位を修得しなければならない。

(2) 「教育の基礎的理義に関する科目」、「道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」として定める科目の単位を修得しなければならない。

(3) 「大学が独自に設定する科目」の単位を修得しなければならない。本項及び本項第4号で定める最低修得単位数を超えて修得した選択科目の単位数は「大学が独自に設定する科目」の修得単位数に含むことができる。

(4) 「教科及び教科の指導法に関する科目」として定める科目の単位を修得しなければならない。

3 専修免許状

第2条に定める免許状の授与を受けようとする者は、前条の定めるところのほか、次の要件を満たさなければならない。

(1) 「大学が独自に設定する科目」として定める科目の単位を修得しなければならない。

(教育実習の履修要件)

第5条 前条第2項第2号に規定する「教育実践に関する科目」のうち、教育実習1及び教育実習2（以下、「教育実習」という）を行わなければならない。

なお、教育実習に関し必要な事項は、教職課程履修細則に定めるとおりとする。

(介護等体験の参加要件)

第6条 中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法の特例等に関する法律等で定める「介護等体験」を行わなければならない。

なお、介護等体験に関し必要な事項は、教職課程履修細則に定めるとおりとする。

(事務所管)

第7条 教職課程に関する事務は、教務課にて行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学部の教職課程については、教職課程運営委員会の議を経て学部会議において決定する。研究科の教職課程については、教職課程運営委員会の議を経て研究科委員会において決定する。

(2) 専修免許状

①「大学が独自に設定する科目」

「大学が独自に設定する科目」は、別表5の定める科目の中から、前条に定める最低修得単位数以上を修得しなければならない。

②心理学専攻において「学校心理学」、「臨床心理学」、「発達心理学・教育心理学」、

「社会心理学」のいずれかの分野の記入を受けることができる。分野の記入を受ける場合の科目及び単位数並びに履修方法は別表6のとおりとする。

(教育実習)

第5条 前条第1項第1号②に規定する「教育実践に関する科目」のうち、「教育実習1」及び「教育実習2」(以下、「教育実習」という。)の履修要件は、次のとおりとする。

1 教育実習は4年次において履修することとし、かつ、以下の要件をすべて満たさなければならない。

(1)4年次において、卒業見込みであること。

(2)3年次終了までに、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」については、「教職概論」2単位、並びに「教育原論」、「教育行政学」、「教育方法学(ICT活用含む)」の3科目から4単位以上を修得し、計10単位以上を修得しておかなければならない。

(3)3年次終了までに、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「教科に関する専門的事項」について、社会科は24単位以上、その他の教科は16単位以上修得しておかなければならぬ。

(4)3年次終了までに、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「各教科の指導法」については、授与を受けようとする免許状の教科に係る「教科教育論」4単位以上を修得しておかなければならぬ。

(5)4年次において、授与を受けようとする免許状に必要な単位を全て修得見込みであること。

2 本条で定める教育実習の要件のうち一部を欠く者については、教職課程運営委員会で協議の上、教育実習の履修を認めることがある。

3 教育実習は、指定された期間に、追手門学院中学校、同高等学校もしくは本学の指定する学校において実施する。

4 教育実習を履修するには、教育実習が行われる年度の前年度から所定のオリエンテーション並びに説明会へ参加し、前年度までに所定の手続きを経なければならない。オリエンテーション並びに説明会は教育実習の一環として行われる重要な教育指導であるため、欠席した場合は教育実習の参加を認めない。

5 中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者は「教育実習1」「教育実習2」及び「教育実習事前・事後指導」を同時に履修しなければならない。高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者は「教育実習1」並びに「教育実習事前・事後指導」を同時に履修しなければならない。

6 「教育実習1」及び「教育実習2」並びに「教育実習事前・事後指導」は教育実習が行われる年度の春学期から履修するものとする。なお、単位認定は、原則、教育実習が行われる年度の秋学期とする。

7 教育実習を履修する者は、これに係る費用を負担することとし、所定の期日までに、指定された要領で納付しなければならない。なお、いったん納入した費用は原則返還しない。

8 実習先より依頼された所定の健康診断ならびに各種検査は、所定の期日までに行うこととし、これに係る費用は参加者の負担とする。

9 教育実習終了後、すみやかに実習記録簿及び求められた資料を大学へ提出すること。

(介護等体験)

第6条 中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法の特例等に関する法律等で定める「介護等体験」を行わなければならない。介護等体験に関することは、次のとおりとする。

1 介護等体験は、原則として3年次に行うこととする。

2 介護等体験に参加する者は、オリエンテーション並びに各種説明会に参加し、所定の期間内に手続きを行わなければならない。

3 介護等体験に参加する者は、これに係る費用を負担することとし、所定の期日までに、指定された要領で納付しなければならない。なお、いったん納入した費用は原則返還しない。

4 介護等体験は、指定された期間に、特別支援学校、社会福祉施設等において実施する。なお、特別支援学校、社会福祉施設等への体験の依頼は、大学を通して行うものとする。

5 特別支援学校、社会福祉施設等から依頼された所定の健康診断並びに各種検査は、所定の期日までに行うこととし、これに係る費用は、介護等体験に参加する者が負担とする。

6 介護等体験終了後、すみやかに法令で定める介護等体験をしたことを示す証明書及び求められた資料を大学へ提出すること

(小学校教諭一種免許状プログラム)

第7条 本学の教職課程の履修と並行し、本学が提携する他大学の通信教育課程(以下、「提携する大学」という。)を履修することによって、小学校教諭一種免許状の授与資格を取得することができる。ただし、第5条に定めるとおり、4年次に小学校、及び中学校もしくは高等学校での教育実習を行うこととなるので、定められた要件を満たすべく、計画的に履修し単位を修得しなければならない。なお、1年次における単位の修得状況によっては、提携する大学での履修が許可されない場合がある。

1 提携する大学で小学校教諭一種免許状の授与資格の取得を希望する者は、所定の学内審査を受けなければならない。

2 本条前号の審査に合格をした者は、所定の期日までに、本学並びに提携する大学が定める要領で、履修等に必要な手続きを行わなければならない。

3 提携する大学で履修を行う者は、これに係る費用を負担することとし、所定の期日までに、指定された要領で納付しなければならない。なお、いったん納入した費用は原則返還しない。

(教員免許状の申請及びその手続き)

第8条 教職課程に関する規程第3条に定める要件を満たした者の免許状の申請については、該当する者からの申込みにより、本学が取りまとめて大阪府教育委員会へ申請を行う(以下、「一括申請」という。)ことができる。ただし、編入学生を除いた学部生に限る。編入学生及び大学院生並びに科目等履修生については、個人申請とする。

1 一括申請を希望する者は、説明会に参加し、所定の手続きを行わなければならない。

2 一括申請を希望する者は、この申請に係る費用を負担することとし、所定の期日までに、指定された要領で納付しなければならない。

(免許状の授与)

第9条 前条の規定により申請がなされた者には、教育職員免許法に基づき、大阪府教育委員会から免許状が授与される。

(その他)

第10条 その他詳細はSTUDY GUIDEを確認することとし、本細則及びSTUDYGUIDEに定めのないことは、教職課程運営委員会又は該当する学部会議、研究科委員会若しくは教務連絡委員会にて、その都度これを定める。

(事務所管)

第11条 本細則に定める事項に関する事務は、教務課にて行う。

(改廃)

第12条 この細則の改正は、教職課程運営委員会にて行う。

別表6. 分野の付記

「学校心理学」分野の記入に関する科目

本学開講科目	単位数	履修方法
教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2	必修
生涯教育心理学演習	2	
認知心理学特論	2	選択必修
臨床発達心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2	
言語発達特論	2	選択必修
発達教育アセスメント演習1(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	必修
発達教育アセスメント演習2(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	必修
学校カウンセリング特論(心理支援に関する理論と実践)	2	必修
障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2	必修
ガイダンス特論(心の健康教育に関する実践)	2	必修
計		履修方法に従って16単位以上修得すること

「臨床心理学」分野の記入に関する科目

本学開講科目	単位数	履修方法
臨床心理学特論1	2	必修
臨床心理学特論2	2	必修
臨床心理面接特論1(心理支援に関する理論と実践)	2	必修
臨床心理面接特論2	2	必修
臨床心理アセスメント演習1(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	必修
臨床心理アセスメント演習2	2	必修
臨床心理学研究法特論1	2	必修
臨床心理学研究法特論2	2	必修
精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	必修
計	18	すべての科目を修得すること

「発達心理学・教育心理学」分野の記入に関する科目

本学開講科目	単位数	履修方法
教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2	必修
生涯教育心理学演習	2	必修
臨床発達心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2	必修
生涯発達心理学演習	2	必修
認知心理学特論	2	必修
記憶と言語	2	必修
計	12	すべての科目を修得すること

「社会心理学」分野の記入に関する科目

本学開講科目	単位数	履修方法
社会心理学特論	2	必修
上級社会心理学演習	2	必修
集団力学特論	2	必修
環境心理学特論	2	必修
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2	必修
心理統計法特論	2	必修
計	12	すべての科目を修得すること